香芝市告示第１２０号

香芝市手話言語・コミュニケーション施策推進会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和７年５月１５日

香芝市長　三　橋　和　史

香芝市手話言語・コミュニケーション施策推進会議設置要綱の一部を改正する要綱

香芝市手話言語・コミュニケーション施策推進会議設置要綱（令和７年１月２７日施行）の一部を次のように改正する。

次の表の現行欄に掲げる規定を、同表の改正案欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改　正　案	現　　行
（設置） 第１条　香芝市手話言語及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例（令和２年条例第４号）第４条第１項の規定による施策（以下「施策」という。）の推進に関し、障害者その他の関係者と意見交換を行うため、香芝市手話言語・コミュニケーション施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。	（設置） 第１条　香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例（令和２年条例第４号）第４条第１項の規定による施策（以下「施策」という。）の推進に関し、障害者その他の関係者と意見交換を行うため、香芝市手話言語・コミュニケーション施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。